

日時・場所	令和8年7月13日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	櫻本市長、林副市長、北脇教育長、井狩政策調整部長、西村総務部長、北田健康福祉部政策監、山田都市建設部長、事務局

1. 開会

2. 議題

①野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護現場における送迎業務の負担軽減を目的として試行的に実施してきた「通所介護施設共同送迎事業」を継続的な事業として実施していくこととし、介護保険法第115条の49の規定に基づく「保健福祉事業」に位置付けるとともに、条例に必要な規定を追加するため、審議する。

→審議未了

②令和8年度野洲市コミュニティバス路線再編について

令和9年3月に予定している市立野洲地域医療センターの開院に伴う民間路線バス「永原循環線」のダイヤ改正に合わせてコミュニティバス「おのりやす」（以下「コミバス」という。）を再編するため、審議する。

→審議了

<共有>

- ・再編の考え方の中でもポイントとなるのは、住民ニーズが高い便数を確保することと、担い手不足のなか運転士の負担軽減を図ることの2点である。

<意見>

- ・再編を行うに当たり、市の経費負担は増加するのか。

→コミバスに係る契約については令和8年度から5か年計画で近江タクシー（株）と契約を結んでおり、加えて近江鉄道（株）による永原循環線を運行していただくに当たり、乗降客数によって変動する予定であるものの今年度は市から最大164万円/月程度を支払うことになる。

→永原循環線が増えていることがポイントであり、コミバスの利便性の観点から言うと、コミバスと永原循環線を乗り継いで地域医療センターに行けることから、その永原循環線を維持するために市が経費を負担しているという説明があると良いのではないかと。

- ・コミバスの見直しのスケジュールは決まっているのか。

→決まってはいいないが、前は3年前に改正している。なお、近年はコミバスの乗降客数が増加する傾向があることから、民間路線バスの乗降客数も見ながら、見直しの検討を行わなければならないと考えている。

- ・三上コースにおいて、地域医療センターに行く際は野洲駅を経由する想定をされているが、地域医療センターの方は別途バスを出すことを検討されていると聞いている。今回の再編に当たり、

地域医療センターへのアクセスについては公共交通として整理するのか、病院の医療サービスとして整理をしたのか、どのような考えか。

→基本的に地域公共交通は、路線バスがあってそこを補完する形でコミバスがある。そして、コミバスは地域医療センターだけを拠点としているわけではなく、市内のあらゆる拠点を繋ぐものとして考えている。その中で、今回の再編においては、地域医療センターに直接行けない路線が7路線中4路線あるが、これは野洲駅を運行拠点として市内全体を結ぶということや、便数を可能な限り確保するといった方針に基づき検討した結果である。このような認識のもと、地域医療センターの方で患者さんへのサービスとして、送迎バスを検討されていると聞いているので、地域公共交通の枠組みとは別の対応であると考えている。

・コミバスの見直しについて、市街化区域の見直しや高専開設など、市の状況の変化により見直す予定はあるのか。

→市街化区域の見直し時期は正式には公表されていないことから、今回の再編においては考慮していない。一方で、高専については令和10年4月と時期は決まっているものの、基本的には野洲駅から徒歩や自転車での通学を想定しており、こちらも再編について考慮していない。なお、当部が担当している高専に係る通学路の整備については、通学手段は自転車や徒歩を想定し自転車歩行者用道路を予定している。

・コミバスを利用する方は高齢者が多いことから、地域医療センターへの利用も多いと考えられる。については、乗り継ぎ案内については、高齢者が分かりやすいように工夫をしなければ、他の手段を使うということになることから、コミバスを利用しやすい環境を整備してほしい。

→時刻表については、民間路線バスも含めて乗り継ぎに関して調整している途中であることから、調整が整い次第、経路及び時刻を含め、広く周知できるよう工夫する。

・再編のスケジュールについて、地域医療センターへのアクセス手段も含め、市全体の移動手段がある程度確立してから地域公共交通会議で再編案を確定してほしいが、現実的に可能か。

→申請や認可にかかる日程を逆算すると、7月30日の地域公共交通会議において経路案を確定させなければ、令和9年3月の再編は厳しい。

・民間路線バスと併せてコミバスの利便性を市民の皆さんに知っていただけるよう工夫してほしい。

③野洲市個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例について

審査請求について調査審議する附属機関である「野洲市公文書管理・情報公開審議会」及び「野洲市個人情報保護審査会」について、知見を蓄積し、よりの確で質の高い審議を行うため、両審議会を統合して「野洲市公文書管理・情報公開・個人情報保護審査会」を設置することから、審議する。

→審議了

<共有>

・政策趣旨としては、二つの審議会を一つにして効率化を図るものであり、タイミングとしては委員の任期満了に合わせるもの。

3. 閉会